

○総務省訓令第6号

平成22年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成22年3月30日

総務大臣 原口 一博

平成22年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成22年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項(1)に掲げられた主要な政策のうち、以下の政策とする。

- ・情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- ・情報通信技術高度利活用の推進
- ・情報通信技術利用環境の整備
- ・ICT分野における国際戦略の推進
- ・消防防災体制の充実強化

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）を踏まえ、事業実施中である以下の「成果重視事業」については、実績評価方式により、個別に事業実施期間中における年度ごとの評価・検証を実施する。

- ・職員等利用者認証業務・システム最適化事業
- ・文書管理業務・システム最適化事業
- ・共同利用システム基盤の業務・システム最適化事業
- ・物品調達業務・システム最適化事業
- ・恩給業務の業務・システム最適化事業
- ・統計調査等業務の最適化事業

## (2) 評価の手続等

- ① 政策の所管部局等はこの計画に基づき実績評価書の案（以下「実績評価書案」という。）を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等が実績評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第3項（1）の規定に基づき設定した当該政策の基本目標や指標等の達成度合いの正確な把握に努めるとともに、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

- ② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された実績評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項（1）③の規定に基づく審査を行い、政務三役の了承を得て、実績評価書を決定し、公表するものとする。
- ③ 法第10条第2項の規定に基づき実績評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①及び②の手続に準じて行うものとする。

## (3) 実績評価書の様式等

実績評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

## 2 事後事業評価方式により評価を行う場合

### (1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項（2）に規定した政策のうち、次に掲げる政策とする。

- ・ネットワーク・ヒューマン・インターフェースの総合的な研究開発（ネットワークロボットに関する研究開発）
- ・ナノ技術を活用した超高機能ネットワーク技術の研究開発
- ・情報家電の高度利活用技術の研究開発
- ・地域ICT利活用モデル構築事業
- ・第4世代移動通信システムの実現に向けたスループット高速化技術の研究開発
- ・車間通信の実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発
- ・FPUの周波数有効利用に係る研究開発
- ・高マイクロ波帯への周波数移行の促進に向けた基盤技術の高度化のための研究開発
- ・衛星通信における適応偏波多重(APDM)伝送技術の研究開発
- ・レーダーの狭帯域化技術の研究開発
- ・次世代移動通信システムの周波数共用技術
- ・衛星通信システムにおける周波数共用技術等の研究開発
- ・無線システム普及支援事業

また、事業が終了した以下の「成果重視事業」については、事後事業評価方式により評価を実施する。

- ・電気通信行政情報システム最適化事業

(2) 評価の手続等

① 政策の所管部局等は、この計画に基づき事後事業評価書の案（以下「事後事業評価書案」という。）を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、この事後事業評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項(1)③の規定に基づく審査を行い、政務三役の了承を得て、事後事業評価書を決定し、公表するものとする。

③ 法第10条第2項の規定に基づき事後事業評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①及び②の手続に準じて行うものとする。

(3) 事後事業評価書の様式等

事後事業評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

3 総合評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして、基本計画第6章第2節第2項(1)に掲げられた主要な政策のうち、以下の政策とする。

- ・ 国家公務員の人事管理の推進
- ・ 行政評価等による行政制度・運営の改善
- ・ 地域振興（地域力創造）
- ・ 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化
- ・ 地域主権型社会を担う地方税制度の構築
- ・ 電子政府・電子自治体の推進
- ・ 郵政行政の推進

(2) 評価の手続等

① 政策の所管部局等はこの計画に基づき総合評価書の案（以下「総合評価書案」という。）を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は総合評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第3項(1)の規定に基づき設定した当該政策の基本目標等を用いて政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された総合評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項(1)③の規定に基づく審査を行い、政務三役の了承を得て、総合評価書を決定し、公表するものとする。

③ 法第10条第2項の規定に基づき総合評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①及び②の手続に準じて行うものとする。

(3) 総合評価書の様式等

総合評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。